

漁業協同組合等の留保所得の特別控除額の計算に関する明細書

| | |
|------|-----|
| 事業年度 | 法人名 |
|------|-----|

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|-------------|---|---|---|---|---------------------|----|
| 所得金額の計算 | 所得金額 総計 (別表四「30の①」) | | 1 | 円 | 改定留保金額の計算 | 住民税額 改定法人税額 (27)-(別表六「23」の計) | 31 | 円 | |
| | 欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七) | | 2 | | | 同上に係る住民税額 (均等割額を含む。) | 32 | | |
| | 所得金額 (1)-(2) | | 3 | | | 地方税法の規定により控除される外国法人税の額 | 33 | | |
| 総所得金額の計算 | 法人税額の還付金等(過誤納に係る還付金を除く。) (別表四「16」) | | 4 | | 住民税額 (32)-(33) | 34 | | | |
| | 技術等海外取引の所得の特別控除額 (別表十「9」) | | 5 | | 改定留保金額 (15)-(30)-(34) | 35 | | | |
| | 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十二「42」) | | 6 | | 積立金額 | 出資金額 | 36 | | |
| | 収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十五「18」、「33」、「38」及び「43」) | | 7 | | | 同上の $\frac{25}{100}$ 相当額 | 37 | | |
| | 総所得金額 (3)+(4)+(5)+(6)+(7) | | 8 | | | 繰越利益積立金額 (19) | 38 | | |
| 所得金額に係る社外流出額の計算 | 所得等からした剰余金の分配額 | | 9 | | 限度額 | 差引金額 (37)-(38) | 39 | | |
| | 剰余金の分配以外の社外流出額 | 社外流出額 (別表四「28の③」) | | 10 | | | 総留保金額の計算 | 留保金額 (別表四「30の②」) | 40 |
| | | 剰余金の分配額 (別表四社外流出配当) | | 11 | | 法人税額等 (30)+(34) | | 41 | |
| | | 差引社外流出額 (10)-(11) | | 12 | | 差引金額 (40)-(41) | 42 | | |
| | | 同上のうち所得金額に係るもの (12)× $\frac{(3)}{(8)}$ | | 13 | | 留保金額の繰越利益積立金額による限度額 (39)× $\frac{(35)}{(42)}$ | 43 | | |
| | 所得金額に係る社外流出額 (9)+(13) | | 14 | | 控除対象留保金額 (35)と(43)のうち少ない金額 | 44 | | | |
| | 留保金額 (3)-(14) | | 15 | | 留保所得 | $\frac{(38)+(44)}{2,500}$ が 2,500万円に満たない場合 | $(44) \times \frac{32}{100}$ | 45 | |
| 繰越利益積立金額の計算 | | 期首利益積立金額 (別表五「31の①」) | 16 | | | $(2,500 \text{万円} - (38)) \times \frac{32}{100}$ | 46 | | |
| | | 合併により引き継いだ利益積立金額 | 17 | | | $\frac{(38)+(44)}{1}$ が 1億円に満たない場合 $((38)+(44) - 2,500 \text{万円}) \times \frac{20}{100}$ | 47 | | |
| | | 組合員の脱退により払い戻した利益積立金額 | 18 | | | $(38)+(44)$ が 2億5,000万円に満たない場合 $7,500 \text{万円} \times \frac{20}{100}$ | 48 | | |
| 繰越利益積立金額 (16)+(17)-(18) | | 19 | | $(38)+(44)$ が 2億5,000万円以上の場合 $((38)+(44) - 1 \text{億円}) \times \frac{14}{100}$ | 49 | | | | |
| (15) の $\frac{68}{100}$ 、 $\frac{80}{100}$ 、 $\frac{86}{100}$ 又は $\frac{90}{100}$ 相当額 | | 20 | | $7,500 \text{万円} \times \frac{20}{100} + 1 \text{億円} \times \frac{14}{100}$ | 50 | | | | |
| | | | | $((38)+(44) - 2 \text{億円}) \times \frac{10}{100}$ | 51 | | | | |
| | | | | 計 $((46)+(47))、((46)+(48)+(49))$ 又は $((46)+(50)+(51))$ | 52 | | | | |
| 改定留保金額の計算 | 法人税 | 課税所得金額 (14)+(20) | | 21 | 特別控除額 | $(38)+(44)$ が 1億円に満たない場合 $(44) \times \frac{20}{100}$ | 53 | | |
| | | 特例税率の適用がある場合 | 特例税率適用外所得金額 | | | 22 | $(38)+(44)$ が 1億円以上で 2億円に満たない場合 $(1 \text{億円} - (38)) \times \frac{20}{100}$ | 54 | |
| | | | 特例税率適用所得金額 | | | 23 | (38) が 2,500万円に満たない場合 $((38)+(44) - 1 \text{億円}) \times \frac{14}{100}$ | 55 | |
| | (21) 又は (22) の 22% 相当額 | | 24 | | $(1 \text{億円} - (38)) \times \frac{20}{100} + 1 \text{億円} \times \frac{14}{100}$ | 56 | | | |
| | (23) の 26% 相当額 | | 25 | | $(38)+(44)$ が 2億円以上の場合 $((38)+(44) - 2 \text{億円}) \times \frac{10}{100}$ | 57 | | | |
| | 土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額(別表三「27」+別表三(二)「28」+別表三「23」+別表三「15」)及び(別表六「1」+別表六(十四)「30」+別表六(十八)「30」+別表六(二十一)「31」+別表六(二十三)「30」) | | 26 | | 計 $(53)、(54)+(55)$ 又は $(56)+(57)$ | 58 | | | |
| | 税額計 (24)+(25)+(26) | | 27 | | $(38)+(44)$ が 2億円に満たない場合 $(44) \times \frac{14}{100}$ | 59 | | | |
| | 控除税額(別表四「27の①」並びに別表六「6の③」及び「23の計」) | | 28 | | (38) が 1億円以上で 2億円に満たない場合 $(38)+(44)$ が 2億円以上の場合 $((38)+(44) - 2 \text{億円}) \times \frac{10}{100}$ | 60 | | | |
| | 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 | | 29 | | 計 (59) 又は $(60)+(61)$ | 61 | | | |
| | 法人税額 (27)-(28)-(29) | | 30 | | (38) が 2億円以上の場合 $(44) \times \frac{10}{100}$ | 62 | | | |
| | | | | 計 (59) 又は $(60)+(61)$ | 62 | | | | |
| | | | | (38) が 2億円以上の場合 $(44) \times \frac{10}{100}$ | 63 | | | | |

別表十(三)の記載の仕方

- 1 この明細書は、漁業協同組合等が措置法第61条第1項（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）又は平成15年改正前の措置法第61条第1項（農業協同組合等の留保所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

(注) なお、同条の規定の適用は、当該漁業協同組合等の設立の日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）以後5年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度については、当該各事業年度終了の日における出資総額が1億円以下である場合に限られますので、御注意ください。

- 2 漁業協同組合等の留保所得の特別控除の規定の適用を受ける場合に、その事業年度にその事業を組員等以外の者に利用させたときは、その利用分量の額と組員等の利用分量の額とを別紙に記載して添付してください。

(注) その事業を組員等以外の者に利用させた場合に、その事業年度中に組員等以外の者に利用させた利用分量の額が組員等の利用分量の額の100分の20（原則）を超えるときは、留保所得の特別控除の規定の適用を受けることができませんから御注意ください。

- 3 「収用等の場合等の所得の特別控除額7」には、別表十(五)の明細書で計算した収用換地等の場合の所得の特別控除額、特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除額がある場合に、その金額を移記します。

- 4 「所得等からした剰余金の分配額9」の欄は、次の表に基づき計算した「⑭」欄の金額を記載します。

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 所得等の金額の計算 | 所得金額総計 (別表四「30の①」) | ① |
| | 欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七) | ② |
| | 受取配当等の益金不算入額 (別表八「12」又は「24」) | ③ |
| | 所得等の金額 ①-②+③ | ④ |
| 総所得金額の計算 | 技術等海外取引の特別控除額 (別表十(一)「9」) | ⑤ |
| | 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(二)「42」) | ⑥ |
| | 収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(五)「18」、「33」、「38」及び「43」) | ⑦ |
| | 肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(六)「22」) | ⑧ |
| | 総所得金額 ④+⑤+⑥+⑦+⑧ | ⑨ |
| 支払配当等の金額 | 当期の支払配当等の金額 | ⑩ |
| | 総所得金額からした配当等の金額 (⑨と⑩のうち少ない金額) | ⑪ |
| | 所得等の金額からした配当等の金額 ⑪× $\frac{④}{⑨}$ (①が欠損の場合⑪× $\frac{③}{③+⑦+⑧}$) | ⑫ |
| 受取配当等の益金不算入額 ③ | ⑬ | |
| 所得等からした剰余金の分配額 ⑫-⑬ | ⑭ | |

- 5 「所得金額に係る社外流出額の計算」の各欄は、

次により記載します。

- (1) 「社外流出額10」には、別表四「合計28」の「社外流出③」の本書の金額を記載します。

- (2) 「剰余金の分配額11」には、別表四の「配当」の金額を記載します。

この場合、別表四の「加算」欄に配当による社外流出額があるときは、これを含めて記載します。

- 6 「期首利益積立金額16」には、別表五(一)の「31の①」の金額を記載しますが、その金額がマイナス(△)の場合には、そのマイナスの金額を記載します。

- 7 「(15)の $\frac{68}{100}$ 、 $\frac{80}{100}$ 、 $\frac{86}{100}$ 又は $\frac{90}{100}$ 相当額20」には、「繰越利益積立金額19」の金額が次表のいずれに該当するかに応じ、「15」の金額にそれぞれ次表の割合を乗じて計算した金額を記載します。

| 繰越利益積立金額(19) | 割合 |
|--------------------|------------------|
| 2,500万円未満の場合 | $\frac{68}{100}$ |
| 2,500万円以上で1億円未満の場合 | $\frac{80}{100}$ |
| 1億円以上で2億円未満の場合 | $\frac{86}{100}$ |
| 2億円以上の場合 | $\frac{90}{100}$ |

ただし、昭和55年改正前の措置法第61条第1項に規定する合併法人の合併の日を含む事業年度の開始の日以後5年以内に終了した各事業年度については、「19」の金額の多寡にかかわらず、当期が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和53年法律第11号）（以下「53年改正法」といいます。）附則第18条第6項の規定の適用を受ける事業年度であるときはその割合を $\frac{60}{100}$ とし、当期が53年改正法附則第18条第8項後段の規定の適用を受ける事業年度であるときはその割合を $\frac{68}{100}$ として計算します。

- 8 「税額計(24)+(25)+(26)27」は、措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、別表一(二)「13」の外書の金額を上段に外書として記載し、「法人税額(27)-(28)-(29)30」の記載に当たっては、その外書きした金額を(27)に含めて計算します。

- 9 「留保所得の特別控除額」の各欄の記載に当たって、当期が昭和55年改正前の措置法第61条第1項に規定する合併法人の合併の日を含む事業年度開始の日以後5年以内に終了した各事業年度である場合には、当期が53年改正法附則第18条第6項の規定の適用を受ける事業年度であるときは「(38)+(44)が2,500万円に満たない場合 $(44) \times \frac{32}{100} 45$ 」とあるのは「留保所得の特別控除額 $(44) \times \frac{40}{100} 45$ 」と、同条第8項後段の規定の適用を受ける事業年度であるときは「(38)+(44)が2,500万円に満たない場合 $(44) \times \frac{32}{100} 45$ 」とあるのは「留保所得の特別控除額 $(44) \times \frac{32}{100} 45$ 」と、それぞれ読み替えて記載します。この場合、「46」から「63」までの各欄は記載しません。